

不動産公売における暴力団等の公売参加制限について（お知らせ）

宗像市では、暴力団事務所等の進出を未然に防止するとともに、市の事務により暴力団を利することとならないようにするため、滞納処分にかかる不動産公売について、次のとおり暴力団等の公売参加を制限します。

1 対象案件

平成30年1月1日以降に実施する滞納処分にかかる不動産公売（以下、「不動産公売」といいます。）を対象とします。

2 公売参加制限の対象者（以下、「対象者」といいます。）

- （1）暴力団員又は暴力団（宗像市暴力団等追放推進条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する方
- （2）（1）に該当する方が法人の役員である法人又は団体の代表者等である団体もしくは（1）に該当する方がその経営に実質的に関与している団体

3 公売参加制限等の内容

- （1）対象者に該当する方は、宗像市が実施する不動産公売に参加・入札することはできません。
- （2）不動産公売に参加される方（団体の場合はその役員等）については、参加申込により警察照会のための個人情報の利用に同意したものとします。なお、個人情報は公売に必要な事務に限って利用し、その他の目的で利用することはありません。
- （3）不動産公売に参加し最高価申込者（落札者）となった方は、誓約書、役員等名簿の提出が必要です。

4 措置等の内容

- （1）対象者が入札をした場合は、その入札を無効とします。
- （2）落札者となった方が対象者であった場合は、最高価申込者決定または売却決定を取り消します。また、公売保証金が返還されない場合があります。
- （3）対象者が入札をした場合は、以後一定期間、宗像市が行う公売会への参加を制限する措置をとる場合があります。

※詳しくは、公売時の注意事項やガイドラインをご確認ください。